

総務常任委員会報告書

令和 6 年 2 月 21 日

委員長 平木 尚子

総務常任委員会に議会閉会中の調査事項として付託を受けておりました事項について、調査の概要を報告いたします。調査に際しましては、1 月 23 日に総務部長及び関係各課に出席を求め、委員会を開催いたしました。

【デジタル推進課】

＜報告事項＞①地方創生人材支援制度、②デジタル活用支援推進事業、③デジタルリテラシー向上事業について報告。

＜質疑及び回答＞デジタル活用支援推進事業の内容についての問いにスマホ教室では、スマートフォンのセキュリティーやマイナ保険証を想定した利活用について講習したものもある。地方創生人材支援制度の内容について詳細な説明を求めたところ、様々なことに対してDXを行う必要があるため、企業派遣型で専門性よりも幅広いニーズに対応できる常勤職員 1 人を希望。財源については、560 万円を上限として10分の10で地方交付税措置が予定されているとのこと。

【総務課】

＜報告事項＞①中村哲さん顕彰シンポジウムの開催、②古賀市消防団人事、③古賀市消防団入退団式、④消防団に関する懇話会の開催、⑤災害対応、⑥災害時における協定について報告。

＜質疑及び回答＞令和 6 年能登半島地震の発生に伴う支援の為に職員が現地に直接飲料水を届けたことについて詳細説明を求めたところ、現地配送を市内業者にあたったが難しかった。その時点で、天候にも問題なかったことから市の 2 トン車で配送することを総合的に判断した。また、現地では水が 1 番必要という話があった。古賀南区公民館の指定緊急避難場所の協定についての問いに、災害時に地域の公民館を避難場所として使うに当たってすべきことを協定案として作成・提示し、協定の締結が可能な地区から順次締結をお願いする。一部開設していただいた公民館に対しては、市から費用負担ができるようになる。消防団の装備品についての問いに、車両以外に火災時に使用するホースや筒先、団員のヘルメットや被服は、予算化して調達を図っている。チェーンソー等の救援資機材は、配備していない。市役所を緊急避難場所として使用したことについての問いに、市役所 2 階の中会議室、5 階の大会議室（501、502、503 会議室）を使用した。その理由としては、津波に対する緊急避難場所を至急開設する必要があるが、職員の参集が困難であったことや備蓄品もあることから開設をした。課題としては避難場所である会議室までの経路が分かりにくかったため、今後は誘導を検討。また、避難指示等の情報発信については、的確に伝えることの難しさについても課題がある。消防団人事について団長再任の影響はどの問いに、今後、影響が出てくるのではないかと。災害対応での課題についての問いに、支援物資の対応などは 1 自治体だけではなく、全国的に支援の在り方について考えるべき。消防団員の加入促進の取組についての問いに、消防団協力事業者は 3 事業所で、福岡県に登録している建設業等の事業所は評価により加点される。飲食店等のサービス提供は現在ないが、消防懇話会でも提案し、今後の検討課題。弁護士の業務委託についての問いに、訴訟等があるときに裁判での代理を委任する弁護士事務所の弁護士と、日々の業務にお

ける法律上の相談に対応する弁護士資格を有する特定任期付職員がいる。自治会からの相談については、担当課を通じて職員として所掌事務内で可能な範囲で相談にのっており、直接自治会から相談を受けることは難しいと考えるが様々検討していきたいとのこと。

【財政課】

＜報告事項＞基金について報告。

＜質疑及び回答＞なし。

【管財課】

＜報告事項＞①入札結果、②公共施設等総合管理計画の策定、改訂の経緯について報告。

＜質疑及び回答＞入札結果の食器洗浄機の詳細についての問いに、細かい情報については掌握していない。公共施設等総合管理計画策定、改訂の経緯についての問いに、計画策定の必要性については、国から平成24年の笹子トンネル事故をきっかけに、国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題であり、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとされており、平成26年4月に地方公共団体においても同様の課題解決のため公共施設等総合管理計画の策定が依頼され、本市としても全国的な傾向と同様の課題を抱えていたため策定の必要があると判断した。

国から令和3年1月に出された令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項については、策定依頼以降5年以上経過し、社会情勢等が変化しており、計画策定後の進捗もあることから、見直すよう依頼されたもの。今ある施設をどう使っていくのか、今ある施設をどう維持管理していくのか、また、計画の進捗を盛り込むことや社会情勢の変化に伴う内容を補強することがメインになっており、大きく何かを変えてほしいというものではない。まちづくりにおいて最上位計画であるマスタープランで管理していく。最終的に公共施設等総合管理計画は40年間で公共施設2割を削減というのが基本であることからそこに向けて進めていく。古賀市の現状の課題に対応しづらい状況にあるのでは、との問いに、現状の計画で不十分な部分があることは認識しており、総合計画の中で表現の仕方について検討していくべきと認識しているとのこと。

【経営戦略課】

＜報告事項＞①市公式ホームページアクセス数・広告枠数、②市民からの相談、③市無料法律相談、④お悔やみ窓口、⑤公共交通関連、⑥シティプロモーション推進事業関連、⑦インキュベーション促進事業関連、⑧総合政策推進事務関連について報告。

＜質疑及び回答＞地域移動サポート補助事業についての問いに、現在利用実績がない地域も将来の受け皿として枠組みを残している。新たな行政区から補助金活用の相談があれば応じていく。のるーと古賀の運行時間中の休憩についての問いに、運転手の休憩時間を法律どおりとってもらっている。平日は2台で運行し、昼間に空白時間が出ないようにそれぞれのタクシー会社で交代しながら運行している。アプリの予約などで待ち時間が多く発生している場合は、休憩時間をずらすなどの対応をとる。西鉄バス市内線見直しによる利用人数や補助金、AI オンデマンドバスのミーティングポイントが増えることによる利用者数の見込みについての問いに、西鉄バスは運転手の働き方改革による夜の減便で補助金は減。乗客数は伸びているので運賃収入は増。乗客数を増やしていこうとする政策ではなく、実態に合った公共交通網に近づける政策としている。のるーと古賀は地域のニー

ズを満たしつつ地域主体で運行しており、利用実績を検証しながら進めていきたい。インキュベーション促進事業関連の今後についての問いに、当初の計画より収入は厳しい状況と認識。企業の提案としては自走に向け、サテライトオフィスの契約内容の見直しや、視察受け入れにかかる収入の確保などで経営改善を図っており、市との契約満了後の課題についても協議中。なお、令和5年度においては、施設修繕料で約14万円、維持補修工事で約80万円を執行している。総合政策推進事務の会議についての問いに、審議事項のボリュームが大きいため、会議前後に資料等で工夫し、会議当日の議論を深めていっている。所掌事務は「古賀市総合計画」の評価に関する事、「古賀市まちひとしごと創生総合戦略」の評価に関する事、会議体の終期については「まちひとしごと創生総合戦略」は令和6年、「古賀市総合計画」は令和13年までとなっているとのこと。

【まちづくり推進課】

＜報告事項＞①コミュニティ活動推進事業、②多文化共生支援事業、③多文化交流促進事業について報告。

＜質疑及び回答＞校区コミュニティの活動補助金について不足はないかとの問いに、聞き取りの状況では足りていると思われる。また、地域づくりサポート制度については、校区コミュニティでも活用できる。交流型日本語教室について、スタッフや参加者についての問いに、市民の方がスタッフとして関わり、交流型の日本語教室が開かれ、実質36人、延べ485人となっている。日本語教室のスタッフは、日本語教師の資格を持つ方、興味がある方数名で、まちづくり推進課の職員が面談し、参加してもらっている。最近は口コミでも問い合わせをいただく。学習者は、広く申し込みを受け付けている。また、週2回の日本語教室と、月1回程度のイベントを通して交流しながら、日本語を学んでいる。来年度に向けて自治会の支援をどうするかとの問いに、46自治会があるが、個々の様々なすばらしい取組について発信できるように工夫していく。また、転入者に古賀市の自治会の取組をアピールできるものを作成したり、現在、自治会に加入していない人にも、市として自治会を支援していることや地域の活動が伝わるよう年間を通じて情報発信し、自治会加入につなげていきたいとのこと。

【人事秘書課】

＜報告事項＞①職員の労務管理、②令和5年度市長出張一覧（特別旅費）、③健康経営に向けて（案）について報告。その他、事務分掌の見直しについて報告。

＜質疑及び回答＞職員の労務管理の病気休暇と病気休職についての問いに、病気休暇は90日以内で引き続き病気等のために療養が必要な場合の休暇。病気休職は90日を超えて療養が必要な場合に、分限処分として職務が停止するという処分に分かれる。療養が延長して勤務できない人も増えていることも含め、今後対応を考えていく。市長の公費出張の判断基準についての問いに、職員が随行するかどうか判断基準になるという意見や、公費出張の基準の作成が必要との指摘を受け、現在様々な自治体等の調査を行っている。健康経営宣言についての問いに、健康経営については、基本的に市の職員を対象に取り組んでいく。職員の健康診断、健康アンケートやストレスチェックについての問いに、労働安全衛生法など民間でも適用になる法令に沿って必要な健診とストレスチェックは、正規職員については全職員を対象に毎年実施している。また、健康経営に取り組む以上は、目標値をきちんと定めて取組を進めていく。古賀市特定事業主行動計画の育児休業の取得指標についての問いに、母親の職員については100%、父親の職員については50%となっている。父親の50%という根拠は、地方公共団体で3割くらいが平均的な割合であることから、それよりは高い

水準として目標値を設定している。令和4年1月から12月までの結果については、男性が出産関係で取れる休暇については100%に至っていないところもあるので、引き続き啓発等で取得率の向上を図っていくとのこと。

以上、議会閉会中の所管事務調査報告を終わります。